

ことしから相続税アップ

ことの一つから、亡くなつた人の残した遺産になつた（左図参照）。

この「相続税」が上がつた。「増税をきっかけに相談が増えているが、『何からどう手をつけていいか分からない』という声も多い」と話すのは、野原税理士事務所の野原雅彦さん。ことしの相続税の改定点で注目したいのが、この額以下であれば相続税がかからないという基礎控除が引き下げられたこと。昨年までは5千万円+1千万円×法定相続人の数だったのが、ことしの1月1日以降は5千万円が3千万円になり、1千万円が6百万円になつた（左図参照）。

基础控除の引き下げ

ことしから始まつた相続税の改定で、基礎控除が引き下げに。その例を法定相続人3人（妻・子ども2人）に当てはめて考えてみる。

2014年12月31日以前（変更前）

5000万円+1000万円×3（法定相続人）  
=8000万円

2015年1月1日以降（変更後）

3000万円+600万円×3（法定相続人）  
=4800万円へ

基礎控除が下がつた分、今まで相続税を心配しなくてよかつた家庭にも相続税が身近なものになつてきたようだ。「相続対策は一般的に『誰にいくら渡すのかといった財産の分け方（遺産分割）』の問題『相続税対策』の3つの観点から整理する必要がある」と野原さん。どの相続対策に重きを置くかは各家庭ごとに異なる。悩んだら専門家に相談することが大事だ。

## 意外に知らない優遇措置



のはら・まさひこ／税理士。  
野原税理士事務所で税務申告、税書類の作成、税相談等、税金にまつわるさまざまな相談に対応している。  
■那覇市久茂地2-17-17  
☎098(863)6267  
<http://2n-taxoffice.jp/>

## テーマ 相続税について

# 相続税理解し賢く対策を

### 相続税の優遇措置

- ①基礎控除
- ②配偶者の税額軽減
- ③小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

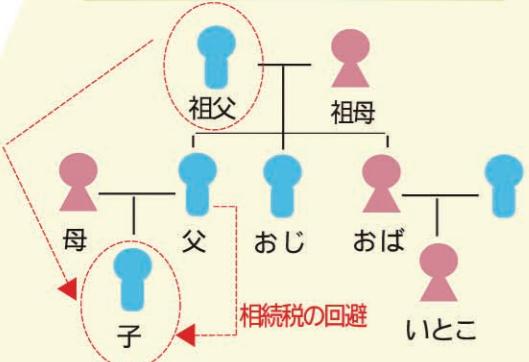
同コーナーは「シニアライフの知恵袋」をリニューアルし、老後の生活を豊かに過ごすためのヒントを提案。各ポイントをしづり図表なども含め

紹介する。初回は、相続税をテーマに税理士の野原雅彦さん（37）に話を聞いた。（安里則哉）  
=毎月第3週に掲載



先月、沖縄タイムス社で「終活セミナー」が開かれ、「相続大増税に備えて」と題した講演を行つた野原さん。多くの参加者が真剣に講演を聞き入つた

### 1代飛ばしの贈与について



### 財産構成の変化による相続財産の評価引下げ



### ※贈与を行う上での注意点

民法上、贈与は与える人と受け取る人の意思が合致して成立する。そのため、親が子どもに内緒で子ども名義の預金口座で貯金をしている場合などは、贈与が成立していないことになるので、注意が必要。これを名義預金といい、相続税のトラブルになることが多い。

**相** 総税の代表的な節税対策として「生前贈与」「財産の不動産化」の2つの方法がある。まずは、生前贈与について。生前に財産の一部を贈与していくことで、相続が発生した時の財産を減らせるというもの。具体的には、財産を子どもや孫に与え、相続税の課税対象分を減らす考えだ。贈与税が課せられるのは年間「110万円」以上の贈与を行った場合で、その額以下なら課税はない。1人だと110万という金額だが、7人であれば770万で、これを10年繰り返

せば7千7百万といった具合に、将来を見据えた対策になる（ただし注意が必要。左下※参照）。生前贈与は、一代飛ばした贈与も有効。祖父から父、父から子へと財産が代々相続されることになる。一方、祖父の死亡時、父から子への相続税は発生しない。

2つ目は、財産を現金で持つて亡くなつた場合と、土地建物を持って亡くなつた場合、相続財産の評価が異なる。

現金は全額が額面通りに評価されるのに對し、土地建物は約7割から8割の価値になる。それは、土地建物の不動産の相続税評価が決められているからだ。そのほか、「仮壇を引き継ぐ長男に多くあげたい」や「子どもがいなく、異父、異母のきょうだいがいる」など、遺産分割対策を考えた方がいいケースも。遺産分割がまとまらないと「預金がロックされ、納税ができない」「不動産の名義変更ができず、活用や売却などができない」といった問題が発生するので注意が必要だ。